

第4次函館市地域福祉計画新旧対照表

令和6年度第2回 函館市福祉のまちづくり推進委員会	
令和6年11月19日（火）	資料2

現 計 画	見直し（案）
I 計画策定の趣旨等（1～3P）	省略
II 地域福祉計画と既存計画との関係（4～6P）	省略
III 地域福祉を取り巻く状況（7～25P）	省略
IV 地域福祉計画の基本理念および基本目標（26～29P）	省略
V 基本目標1 人と人がつながる地域づくり（30～37P） 基本施策1-1 地域住民等が集う拠点づくり 基本施策1-2 地域福祉活動の活性化 基本施策1-3 地域住民等と支援関係機関の連携 現状と課題 施策の方向性 ○地域住民等と支援関係機関との連携体制の強化 ○身近な相談窓口の周知および連携体制の強化 ○支援関係機関の普及・啓発 ○地域包括支援センターの周知および地域住民等との連携（37P）  地域包括支援センターは、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの中核機関として総合的な相談支援業務を行っています。今後においても高齢者あんしん相談窓口としての周知や、地域住民等との連携に努めます。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>○地域包括支援センターおよび自立相談支援機関（福祉拠点）の周知と地域住民等との連携</p> <p>地域包括支援センターは、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの中核機関として総合的な相談支援業務を行っていますが、<u>令和4年度（2022年度）から、生活困窮者等の相談窓口として自立相談支援機関を市内すべての地域包括支援センターに併設し、高齢者に限らず地域における様々な困りごとに対応する機能を備えた福祉拠点と位置づけたことから、今後においても市民への周知や地域住民等との連携強化を図ります。</u></p> </div> </div>

VI 基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり (38~49 P)

基本施策 2-1 制度の狭間の課題への対応

現状と課題

施策の方向性

○地域生活課題の把握等

○障がい者への支援

○再犯防止に向けた取組 (39 P)

支援関係機関との連携を深めるとともに、民間の活動団体への財政的支援、協力雇用主に対する入札における優遇措置の導入、社会を明るくする運動を通じた市民への広報・啓発への協力などの支援を引き続き行います。

また、必要に応じた福祉サービスの提供や自立相談支援事業 (P47 参照) による支援など、矯正施設退所者等が地域社会において円滑な社会復帰を実現するための支援を行っていきます。

(再犯の防止等の推進に関する法律)

省略

○再犯防止に向けた取組

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう、本市における「地方再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携・協力を図り支援に取り組みます。

~~支援関係機関との連携を深めるとともに、民間の活動団体への財政的支援、協力雇用主に対する入札における優遇措置の導入、社会を明るくする運動を通じた市民への広報・啓発への協力などの支援を引き続き行います。~~

~~また、必要に応じた福祉サービスの提供や自立相談支援事業 (P47 参照) による支援など、矯正施設退所者等が地域社会において円滑な社会復帰を実現するための支援を行っていきます。~~

省略

函館市再犯防止推進計画

この項目を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、地方再犯防止推進計画として位置付け、以下の施策に取り組みます。

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、1996年(平成8年)以降、毎年戦後最多を記録し、2002年(平成14年)2,853,739件をピークにその後減少を続け、2021年(令和3年)568,104件には戦後最低となりましたが、2022年(令和4年)から再び増加傾向となっています。

刑法犯により検挙された人のうち、再犯者数は2007年(平成19年)以降毎年減少していますが、再犯者率については、初犯者数が大幅に減少し

ていることもあり、1997年（平成9年）以降は上昇傾向となり、2021年（令和3年）からは減少に転じているものの、依然として検挙人員に占める再犯者の割合が高い状況が続いています。

このような状況のなか、安心安全なまちづくりの実現に向け再犯の防止等の取組を進めるため、国では2023年（令和5年）3月に「第二次再犯防止推進計画」を、北海道においても2024年（令和6年）3月に「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定しており、本市においては2022年（令和4年）10月に「第4次函館市地域福祉計画」を地方再犯防止推進計画に位置づけたところです。

## 2 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項の規定に基づく「犯罪をした人等」（犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人をいう。）とします。

## 3 再犯防止を取り巻く状況

### 刑法犯認知件数および検挙人員のうちの再犯者数・再犯者率の推移

（単位：人）

区 分		刑法犯 認知件数	検挙人員	うち再犯者	再犯者率
2019年(令和元年)	全国	748,559	192,607	93,967	48.8%
	北海道	23,607	8,014	3,644	45.5%
	函館市	1,269	—	—	—
2020年	全国	614,231	182,582	89,667	49.1%
	北海道	18,467	7,077	3,203	45.3%
	函館市	963	—	—	—
2021年	全国	568,104	175,041	85,032	48.6%
	北海道	18,429	7,556	3,323	44.0%
	函館市	989	—	—	—
2022年	全国	601,331	169,409	81,183	47.9%
	北海道	19,604	7,588	3,354	44.2%
	函館市	974	—	—	—
2023年	全国	703,351	183,269	—	—
	北海道	22,232	8,728	—	—
	函館市	1,078	—	—	—

※「再犯者」とは、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

**保護観察終了時に無職である者の数等**

(単位：人)

区 分		2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
保護観察終了者数 (総数)	全国	25,564	24,225	23,602	22,467
	北海道	780	747	790	750
	函館市	40	41	44	39
保護観察終了時に 無職である者	全国	5,444	6,075	5,653	5,534
	北海道	255	295	287	283
	函館市	5	5	8	10
割 合	全国	21.3%	25.0%	24.0%	24.6%
	北海道	32.7%	39.5%	36.3%	37.7%
	函館市	12.5%	12.2%	18.2%	25.6%

(資料：法務省，函館保護観察所)

※保護観察終了者数（総数）は，職業不詳の者を除く。

※終了時無職である者は，終了時職業が無職の者から，定収入のある者，学生等を除く。

※交通短期保護観察の対象者，更生指導の対象者および婦人補導院仮退院者を除く。

**保護司の定数および充足率**

(単位：人)

		2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
全国 (定数：52,500)	現員数	47,245	46,763	46,358	46,705	46,956
	充足率	90.0%	89.1%	88.3%	89.0%	89.4%
北海道 (定数：3,560)	現員数	3,106	3,089	3,045	3,029	3,073
	充足率	87.2%	86.8%	85.5%	85.1%	86.3%
函館市 (定数：250)	現員数	196	192	189	184	185
	充足率	78.4%	76.8%	75.6%	73.6%	74.0%

※各年1月1日現在

(資料：函館保護観察所)

#### 4 重点課題

法の理念，国および北海道の計画を踏まえ，本市の再犯防止等への取り組みにおける6つの重点課題を次のとおり定めます。

### 重点課題

- 1 就労・住居の確保への支援等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 地域における犯罪や非行の防止と学校等と連携した修学支援等
- 4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等
- 5 民間協力者の活動および広報・啓発活動の促進等
- 6 地域による包摂を推進するための取組

#### 5 重点課題に対する取組

##### ○重点課題1 「就労・住居の確保への支援等」

再入者の約7割が再犯時に無職であるほか，約4人に1人が保護観察終了時に無職となっており，実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人も少なくなく，不安定な就労が再犯の要因の一つとなっています。

また，適切な帰住先の確保は地域社会の中で安定した生活を送るための欠かせない基盤ですが，満期釈放者の約4割は適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることから，安定した就労および住居の確保のため，保護観察対象者等への就労支援を行う企業に対する入札参加資格審査における優遇措置や生活困窮者自立支援制度における就労支援，住居確保給付金などによる支援に取り組みます。

##### ○重点課題2 「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く，また，知的障害のある受刑者については，一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

そのため，国では矯正施設在所中から必要な指導等を実施するなど福祉的支援についての理解の促進等を図ってきたほか，矯正施設出所後に必要

な福祉サービス等を受けられるよう地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、特別調整を実施してきましたが、福祉的支援が必要な方の的確な把握や支援の必要があるにもかかわらず、本人が希望しないため支援を受けていないなどの課題があることから、保護観察所などの関係機関と地域包括支援センター、自立相談支援機関、基幹相談支援センターなどの支援機関が連携し適切な福祉サービス等の利用につなげます。

### ○重点課題3 「地域における非行や犯罪の防止と学校等と連携した就学支援等」

安心・安全なまちづくりを推進するには、将来を担う子どもたちの健全育成を図るとともに、地域による防犯活動など犯罪を未然に防ぐ活動が必要なことから、学校等と連携した街頭補導等による若年層の非行の防止のほか、生活道路等への街路灯の設置支援、特殊詐欺防止対策機器の設置・購入支援など地域における非行や犯罪の防止活動に取り組みます。

また、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中途退学している状況にあることから、将来の自立を見据えた就学支援として、子どもの生活習慣の形成や高校進学、背景となる世帯全体への相談支援を含めた対応として、生活困窮世帯やひとり親世帯への学習支援に取り組みます。

### ○重点課題4 「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等」

出所受刑者における2年以内の再入率は、年齢等による傾向があるほか、各個人に着目しても心身の状況、家庭環境等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯防止を進めるためには、このような個々の対象者の特性に応じた支援等が必要なことから、アルコールや薬物などの依存症当事者やその家族への回復支援のほか、悩みを抱えた若者等の就労支援や障がいを持った方への相談支援などに取り組みます。

### ○重点課題5 「民間協力者の活動および広報・啓発活動の促進等」

地域における再犯防止等の活動は、犯罪をした人等への指導・支援を行っている保護司や、社会復帰を支援するために幅広い活動を行っている更生保護女性会をはじめとする多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

	<p>一方で、高齢化などにより保護司等の担い手が減少傾向にあるほか、地域社会のつながりが希薄化するなど社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいなど、担い手の確保が難しくなっていることから、更生保護サポートセンターの開設支援など保護司の面接場所確保や地区保護司会への財政および運営支援などの活動支援のほか、市民への理解と関心を広めるため、「社会を明るくする運動」の実施に対する支援・協力、市の発行する広報紙やSNSを活用した更生保護活動の周知・啓発などに取り組みます。</p> <p><b>○重点課題6 「地域による包摂を推進するための取組」</b></p> <p>犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく、自立した社会生活を営むためには、地域のセーフティネットに包摂されることが重要となることから、「社会を明るくする運動」や「福祉のまちづくり推進委員会」の場を活用し知見、ノウハウ等について情報交換を行うなど、関係機関や民間協力者等とさらなる連携強化を図り安心・安全な地域社会の構築に努めます。</p>
<p><b>基本施策2-2 権利擁護に対する支援</b></p> <p>現状と課題</p> <p>施策と方向性</p> <p>○虐待の防止</p> <p>○成年後見制度の普及・啓発および利用促進（41P）</p> <p>本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見センターを中核機関として関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。</p> <p>(制度利用者数の円グラフ)</p>	<p>省略</p> <p>○成年後見制度の普及・啓発および利用促進</p> <p><u>誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、尊厳が守られながら自分らしく安心して暮らし、地域社会に参加できるよう</u>、本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見センターを中核機関として関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。</p> <p>省略</p>

函館市成年後見制度利用促進基本計画

- 1 地域連携ネットワークの構築
- 2 市民後見人の育成・活動の推進
- 3 函館市成年後見センターの機能強化
- 4 成年後見制度の利用支援

**函館市成年後見センター相談件数**

(単位：件)

年 度	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
件 数	382	580	794	796	952

函館市成年後見制度利用促進基本計画

省略

基本施策 2-3 適切な福祉サービスの提供

基本施策 2-4 生活困窮者への支援

基本施策 2-5 自殺防止のための対策

省略

VII 基本目標 3 誰もが参加できる地域づくり (50~54P)

基本施策 3-1 地域福祉に対する意識の醸成

基本施策 3-2 新たな人材の養成

基本施策 3-3 積極的な情報発信

省略